

令和5年度 第2回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和5年5月22日（月） 午後2時30分から午後3時10分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	庄治	郁夫
	3番	吉井	幸弘
	5番	吉村	修
	6番	川東	弘之
	7番	奥村	幸弘
	8番	前田	豊
	9番	大前	有三
	10番	高田	孝
	11番	光岡	大介
	12番	松本	彌生
	13番	木下	勝博
	14番	茶谷	巖

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （係長）稲垣 重夫 （主査）増尾 尚之 （主査）中田 奈緒美
（産業文化局長）長谷川 賢司

4. 欠席者：1名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

【議案第4号】 西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件

〈審議結果：承認〉

【議案第5号】 非農地証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【議案第6号】 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件

〈審議結果：承認〉

【報告第4号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第5号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

- 【報告第6号】 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件
【報告第7号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件
【報告第8号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、6番川東委員と、8番前田委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、これより議案の審議に入ります。
まず、議案第4号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号について説明いたします。
今回の規則改正につきましては、農業経営基盤強化促進法等の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うため行うものです。
【議案書朗読】
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- なければ、議案第4号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」のつきましては、改正することにして御異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がありませんので、議案第4号につきましては、改正することとします。
続きまして、議案第5号「非農地証明書交付の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号について説明いたします。
【議案書朗読】
申請農地につきましては、5月11日の現地調査により、現況が一体として山林であることを確認しました。したがって、西宮市農業委員会事務取扱要領第9条第1項第4号(ア)に該当しますので、非農地証明書を交付することについて問題はないと考えております。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
まず、番号1について、茶谷委員、お願いします。

茶谷委員 議案第5号番号1についてご説明いたします。

申請地は、添付の地図のとおりです。申請地については、現況全てが山林化しており、耕作が不可能な状態に至っています。つきましては、申請地は、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 次に、番号2について、庄治委員、お願いします。

庄治委員 議案第5号番号2についてご説明いたします。

申請地は添付の地図のとおりです。申請地については、樹木で覆われており、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

奥村委員 ちょっと良いですか。非農地証明の件ですが、農地をほったらかしにして農地でない状況になったからといって、なんでも非農地にしていくというのはいかがなものでしょうか。行政としてこれまで何か対策とってきたのか。

事務局 おっしゃるとおり、農地をほったらかしにして非農地になってしまった事実はあると思います。また、農地パトロールで用いる地図についても、過去に事務局が用意した地図の精度が悪かったこともあり、遊休農地を速やかに発見することが出来ていませんでした。

議長 今回非農地が出ている場所について、山口の農業委員はちゃんと見ていたのか。

庄治委員 今回の場所は、過去の地図では農地とみなされていなかったのを見ていなかった。

議長 今後はしっかりと農地の確認をしてもらうようお願いしたい。

本件に対してほかに、御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第5号「非農地証明書交付の件」につきましては、交付することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第5号につきましては、交付することとします。

続きまして、議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号について説明いたします。

【議案書朗読】

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行されたことにより、令和5年4月1日より2年間は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、従来通りの利用権設定を行います。利用権設定とは、農地法によらずに農地の貸し借りを可能にするものです。農地法第3条の許可要件との違いは、農地法第17条の賃貸借の法定更新に係る適用が無く、当初定めた貸し借りの期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ってくること、市町村が作成することから地域調和に係る基準が無いこと、労働力の確保を判断する以外は農地法第2条の世帯員等の考え方を適用しないことです。

当該手続きにおいて、権利関係を発生させるためには、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会で決定し、市が公告しなければなりません。

それでは、資料「農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。

【資料朗読】

それでは、資料「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（附則第5条第1項抜粋）」をご覧ください。

【資料朗読】

ここに規定されているとおり、この要件を全て満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

高田委員、お願いします。

高田委員 議案第6号についてご説明いたします。

申請地は添付の地図のとおりです。

この農地は、耕作地として適正に管理されています。

また、申請者は農業経験を積んでおり、農業に必要な機械を持っておられ、今回利用権設定を行うことは問題ないと思われま

す。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 （質問、意見なし）

議長 なければ、議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」につきましては、決定することにして御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないようですので、議案第6号につきましては、決定することとします。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第4号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 （質問なし）

議長 （他に）質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第5号について説明いたします。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。
委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第6号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第6号について説明いたします。

【議案書朗読】

賃貸人と借借人の連名で、農地の貸借について、双方合意による解約が成立したことが通知されたものです。通知書には、合意解約書及び印鑑証明書が添付されており、合意による解約が確認できたため、通知書を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。
委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第7号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第7号について説明いたします。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。
委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第8号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第8号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時10分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
